

香川県青少年保護育成条例の一部改正の概要

1 改正の背景

近年、スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、青少年によるインターネットの利用状況が大きく変化する中、青少年のインターネット対策については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）」が平成30年6月に施行されたことに伴い、香川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）も併せて改正し、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング設定の徹底強化を図ってきました。

一方で、だまされたり脅されたりして青少年が自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影し、メール等で送らせられるいわゆる「自画撮り被害」については、警察庁によると、全国で被害に遭った児童の数は、平成29年は515人、平成30年は541人となり、6年前の平成24年（207人）と比較すると約2.6倍に増加しています。

2 改正の理由

青少年自身に係る児童ポルノやその電磁的記録その他の記録（以下、「児童ポルノ等」という。）の製造や提供、所持等の行為は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」による処罰の対象となりますが、未遂罪は定められておらず、児童ポルノ等の提供を要求する行為を禁止する規定もないことから、現行法令では、青少年に対して自画撮りを要求する行為を取り締まることは困難な状況にあります。

このようなことから、条例を一部改正し、新規に「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」を盛り込み、併せて罰則規定を設けて、加害行為の抑制と自画撮り被害の未然防止を図るものです。

3 改正の内容

- (1) 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととします。
- (2) (1)の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者であって、次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処することとします。
 - ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、児童ポルノ等の提供を求めた者
 - イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、児童ポルノ等の提供を求めた者

4 施行期日

令和2年7月1日